

全国一斉生活保護ホットライン報告書

実施弁護士会: 51弁護士会(第一東京・第二東京は合同開催)

実施日時: 2022年12月22日(木)10時~22時
(函館・大分県は12/21開催、群馬・愛媛・沖縄は別番号で実施)

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

実施日	名称	相談件数	
2006年 6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634	
2007年 11月8日	全国一斉生活保護110番	約550	
2008年 6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300	
2012年 11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832	
2013年 10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926	
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年 12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448	
2017年 12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979	
2018年 12月18日前後	全国一斉生活保護ホットライン	597	
2019年 12月17日前後	全国一斉生活保護ホットライン	601	
2020年 2020年12月10日	全国一斉生活保護ホットライン	705	
2021年 2021年12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	713	

1 相談件数 **859** 件

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
286	2

※以降、個人情報の統計利用にかかる承諾を得た相談について集計しており、合計数は必ずしも一致しません。

3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	5	10	46	119	135	268	206

4 相談者の性別

男性	女性	その他・不明
408	282	95

5 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他・不明
147	374	22	2	2	21	1	184

6 生活保護受給の有無

受給中	未受給	不明		
		福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない	
334	320	98	215	73

7 不安の訴え

あり
323

8 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高いから生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
12	5	2	22	4	0	0	6	69
不明								
98								

9 緊急性(未受給)

あり
32

10 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)されるといわれた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するよう言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
5	9	0	3	0	5	4	2	1
その他	不明							
72	78							

11 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
3	21	241	289	60

12 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた
677	13	16

13 その他、特徴的な相談事例、相談傾向等

別紙参照

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2022年12月22日を中心とした日程で実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

昨年に引き続き、新型コロナ禍の影響による生活の厳しさや不安を訴える声が多く聞かれました。

今年は、物価の上昇に伴う悩みを訴える声が多くありました。物価が上昇しているにもかかわらず、生活保護費は上がらないことから、日々の食費や水道光熱費等を節約しながら何とかやりくりをしているという悲痛な声が多く寄せられました。

このような厳しい社会情勢下にあっては、セーフティネットである生活保護制度がますます重要になってきているにもかかわらず、持ち家がある場合は生活保護の申請は認められないと聞いて生活保護の申請を諦めるなど、不正確な情報から生活保護の申請自体を諦めてしまう事例が複数見受けられました。また生活保護の申請窓口でも窓口の担当者が同様の説明をして申請を諦めさせるなど明らかに違法と思われる対応も複数見受けられました。生活保護の権利性を厚労省がウェブサイトでも明らかにするなど、生活保護について正確な情報を発信していくことの重要性を改めて認識させられました。

また、親族への扶養照会について、親族に知られてしまうことを不安視する声、自動車の保有が認められないと言われたことから申請を諦めてしまうという声も多数寄せられました。

【特徴的な声】

- ・保護費が少ない。物価上昇で更に困窮してお風呂も3日に1回しか入れない。

- ・お風呂は5日に1回。金額足りない。
- ・生活が苦しい、寒い、ガス電気代が高い、暖房をつけるのを我慢している。
- ・生活保護受給中。灯油代の支払等が増えて、生活費が不足することが心配。
- ・灯油代が高くなり生活がギリギリ。

→物価高騰で水道光熱費を切り詰めて生活しているとの悲痛な声が多数寄せられました。

- ・生活保護を受けている。今後、働くために面接をしているが、車がないときつい。
- ・車を処分しなさいと言われた。通院・生活のために車が必要。

→自動車の保有については、原則として生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合や、山間僻地等に居住する者が自動車で通勤するのに必要な場合で、当該自動車が処分価値の小さい場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう。

- ・扶養者の調査は避けたい。兄弟との関係が悪い。知られたくない。
- ・生活保護の申請をすると、20年間連絡を取っていない子へ連絡が行くのか。行くなれば申請はしたくない。

→親族に対する扶養照会により生活保護を申請したことを親族に知られたくないことから生活保護の利用を躊躇うケースが見られるため、厚生労働省は、2021年2月26日に地方自治体に従前の運用を見直す通知を出しました。具体的には、照会が不要になる目安を「20年間」の音信不通から「10年間」に改める他、照会をしない例として、親族が高齢や未成年、親族から家庭内暴力だけではなく、親族に借金をしている、相続をめぐる対立している、縁が切られていて関係が著しく悪い場合なども照会不要と例示されました。

更に、厚生労働省は、2021年3月30日に福祉事務所職員の実務マニュアル

である「生活保護手帳別冊問答集」の内容を一部改訂する旨の事務連絡を出しました。具体的には、生活保護の申請者が扶養照会を拒んだ場合、その理由について「特に丁寧に聞き取りを行い」、扶養照会をしなくてもよい場合に当たるかどうかを検討するという対応方針が新たに示されました。また、扶養照会を実施するのは「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に限る、という点も明確になりました。

まだまだ不十分ですが、少しでも改善されたのは一歩前進です。

- ・ケースワーカーの対応に困っている。怒鳴る、医療費を使い過ぎと怒る。
- ・ケースワーカーから恫喝されたことがある。

→これら窓口職員やケースワーカーの対応に問題があると思われる事案も散見されました。

【違法又は違法の可能性が有る事例】

・夫が亡くなった後に10万円しか残高なく、生活保護の窓口に行ったら「預金を使い切ってから来い！」と言われた。

→事実であれば明らかに違法な水際作戦です。生活保護の申請から決定まで原則14日（例外として30日かかる場合があります。）かかります。所持金が0になってから生活保護の申請をした場合、決定が出るまでの間、生活が維持できないことは明らかです。

・申請に行ったら「70歳でしょ。まだ70歳なんだから働けるでしょう。申請に来るんじゃなくて働きなさい。」と言われた。

→そもそも申請の拒否自体許されず、明らかに違法な水際作戦です。なお、稼働年齢は64歳までとされていることから、65歳未満で生活保護を申請すると就労を求むよう求められることはありますが、就労に困難をきたす事情には様々なものがあり（病気、コロナ禍による雇用情勢の悪化等）、そのような事情を一切考慮すること無く、生活保護の申請そのものを拒否したり、生活保護の申請を却下することは違法であると言わざるを得ません。

・持ち家があるから生活保護は受けられないと言われた。

→これも申請の拒否自体が許されません。

なお、不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になりますが、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は、その保有を認めることとされています。